

産廃収集運搬業許可の

取得を代理申請します！

建設工事業や解体工事業から発生する産廃は元請業者以外は許可がないと運べません。

— 産廃収集運搬業許可のポイント —

ポイント1 事前に指定講習を受講

(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会を受講し合格すること。受講案内や申し込みの方法は下記へお問い合わせください。

ポイント2 自治体別の許可が必要

産廃を積む場所と降ろす場所それぞれの許可が必要。

ポイント3 赤字業者には厳しい

自治体によっては経営分析の診断書の添付が必要なことも。赤字だから事業範囲を広げたいのにとお考えの方も多いため。ご相談下さいお力になります。エコアクション 21 認証取得ご希望の方ご相談賜ります。

建設業・解体工事業等その他の許認可手続きも承ります。

お手続き・お問い合わせは下記へ

行政書士法人青藍会近藤事務所

社会保険労務士法人青藍会近藤事務所

さいたま市浦和区高砂3-7-4

TEL: 048-825-2551

048-825-2626

<http://www.seirankai.com>

安全第一！ 事故のないことを願って！ 労働保険・社会保険の手続きもOK。

役員任期満了又は変更の登記もお忘れなく。(当法人グループの司法書士が行います。)